

令和3年度第5回行政改革審議会

1 開催日時 令和3年10月20日（水）14時00分～17時45分

2 開催場所 福岡県庁行政棟（10階）特9会議室（オンライン併用）

3 出席委員 12名

4 会議次第

- (1) 行政改革大綱の実施状況報告
- (2) 行政評価の仕組み、外部評価の進め方
- (3) 外部評価
- (4) 県政モニターアンケートの結果について
- (5) 民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進
- (6) その他

5 議事録

事務局：それでは、定刻になりましたので、第5回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。本日は、津田会長、辻副会長、境委員、勢一委員は県庁にお越しになっての出席で、それ以外の委員はリモートでの出席でございます。片峯議員、野田委員、二又委員につきましては御欠席の御連絡、井上委員、権藤委員、谷委員、それから緒方委員におかれましては、所用により途中退席、南委員におかれましては途中からの出席ということで御連絡をいただいております。本日はまず、議事の（1）行政改革大綱の実施状況を御報告いたしまして、（2）、（3）の行政評価の仕組み、外部評価の進め方について御説明した後、外部評価に移り、5事業の評価を行っていただきます。そこで一旦休憩を挟みまして、（4）県政モニターアンケートの結果について、前回審議会での要求資料について御説明いたします。それから、（5）民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進について審議を行っていただきます。最後に、その他といたしまして、前回審議会でもお知らせしておりましたが、県庁DXと働き方改革の推進の議論を進める中で、DX戦略の審議状況について御意見がございましたので、庁内での検討状況について情報共有をさせていただきたいと思っております。この審議につきましては、内部での検討段階の情報も含まれますので、非公開でお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会長：今、事務局のほうから議事（6）のDXに関する部分につきましては非公

開で行いたいという旨の意向が示されましたが、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

会 長：皆さん、うなずいていただきましたので、御承認いただいたということで、そのように取り扱わせていただきます。議事の際には、傍聴の方の扱い、事務局、よろしくをお願いします。

事務局：それでは、議事（１）から（５）までは公開いたしますが、議事（６）については非公開とさせていただきます。この後の議事につきましては、辻副会長、よろしくお願いいいたします。

副会長：それでは、審議に入ります。本日の議題は先ほど事務局から説明があったとおりです。結構案件が多くて、１つ当たり１０分から長くても１５分ぐらいじゃないと未消化が出る形になります。なるべくなら未消化を出さずに行いたいとは思っていますので、要領よく議論していきたいと思います。それでは、説明をお願いします。

事務局：それでは、議事（１）福岡県行政改革大綱の実施状況について、行政経営企画課から説明させていただきます。

(県側説明) 資料１ 福岡県行政改革大綱の実施状況（令和２年度）について

副会長：まず、昨年度の行革大綱の実施状況の説明でした。今の点について、御質問、御意見があればお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次に進みたいと思います。次から外部評価になりますね。お願いします。

(県側説明) 行政評価の仕組み、外部評価の進め方

副会長：よろしいでしょうか。去年のことを覚えていないと、一瞬錯覚して分からなくなりますが、まず、今年この審議会では、今度の新しい大綱をつくるための議論の準備というか議論をしていました。それは取りあえず置いて、今ある昨年度の大綱の実施状況の経過について冒頭説明がありました。それから、今年新しく議論をするのですが、現在の県事業の外部評価もしなければならぬので、その外部評価をこれからするということになります。その外部評価のやり方は、去年まで御経験された方はおおむね去年と同じで、ちょっと早めに進めるかなという感じぐらいに進めたい、こういうことになります。以上の事業数、それから日程、審議の進め方、今、事務局から提案がありま

したが、このとおり進めるということによろしいでしょうか。よろしいですかね。それでは、このとおり進めさせていただければと思います。個別事業の外部評価を始めたいと思います。事務局、準備をお願いします。

事務局：それでは、個別の事業につきまして、担当課から説明させていただきます。

(県側説明)

① 若者自立相談事業

副会長：ただいまの説明につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問をお願いします。会長、お願いします。

会 長：相談件数が目標を大きく上回った実績が上がっていますが、この要因は何でしょうか。

県 側：令和2年度ですね。特にコロナの影響もありまして、不安を抱える若者が増えたのではないかと考えております。

会 長：リーチというか被相談者の数が増えたということですか。

県 側：はい。

副会長：令和元年も増えているんじゃないの。

県 側：令和元年の終わりぐらいからコロナの影響が出てきておりますので、そういったところで、不安を抱える若者が増えてきたのではないかと考えております。

会 長：次に、SNSという若者が使いやすい道具も加えられるということで、少し安心はしているのですが、これだけの数にうまくアクセスできたこと、それから、逆に向こうがアクセスしようと思ったこと、それには絶対良い要因があるはずなので、良い要因のほうもぜひ分析してもらって、次に役立てていただければと思います。よろしくをお願いします。

県 側：はい、分かりました。

副会長：他にいかがでしょうか。

委 員：4の有効性・効率性のところなのですが、事業の有効性で30年度から相談が終了した割合が増加傾向と御記載いただいているのですが、終了していないもののほうが割合として多いというのは、どういった理由でまだ完了していないのか、何かございますか。

県 側：分析はできておりませんが、やはり相談内容によっては、ひきこもりの方等、本人にまず会えないとか、家族の方から相談がありまして、まず、本人に会う、話を聞くまでいけない。まず、家族との意思疎通でありますとか状況把握に時間がかかっているような案件もありまして、直ちにといいですか、すぐに解決に至らない。次の支援機関につながりますとか、あるいはその困り

事が解消するとか、そういう状況にない案件がやはり一定数あります。

委員：ありがとうございます。人数を増やしたら解決するとかいうものでもなく、ちょっと時間がかかる案件がどうしてもあるから、この程度かなというところですかね。予算をかければもっと解決するとかではないような状況という理解でよろしいですか。

県側：JACFAのほうに聞き取りを行ったりしておりますけれども、やっぱり内容的には時間がかかる案件というのが一定数あるのかなと思っております。なかなか悩み事というのがすぐに解消できないケースもありますし、若者御自身が何をしたいのかというのがよくまだ分からないといえますか、そういった事例もたくさんございますので、時間をかけて、悩み、困り事に寄り添いながら、解決に向かって手助けといえますか支援をしていきたいなと思っております。

委員：ありがとうございます。

副会長：それでは、お願いします。

委員：設置場所は大野城市ということだったのですが、県として対応するのであれば、今やっただきさっているNPOさんをあちこちに配置することはできないと思うので、例えばコロナ禍で皆さんが慣れてきたリモートを使った出張所じゃないですけども、そんなことも検討されたほうが、より多くの困っていらっしゃる方に届くのではないかと。北九州からなかなか大野城まで出向くかといったら結構難しいところがあるだろうなと感じましたので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

県側：11月から、2週間になります。SNS相談といった取組も試行的にですけども行います。それから、この相談窓口の特徴的なところは、アウトリーチ型ということで家庭に出向いていくと。来ていただく、電話で相談していただく、あるいは来所していただくということだけではなく、家庭に自ら出向いていくと。そういった取組も行っておりますので、今、御指摘、御意見いただいたところもよく検討して、対応を考えていきたいと思っております。

委員：ありがとうございました。

副会長：それではお願いします。

委員：先ほどの委員の質問と少し関連するのですが、オンラインの利用ということで、個別ケース会議等がコロナの関係で行われておらず、個別に関係機関と対応を検討しているということなのですが、複数の機関が集まって会議することでいろんな視点から対応策が得られたりということもあるかと思うので、ぜひオンラインでの個別会議等の開催も検討されてはどうかと思います。意見でした。

県側：ありがとうございます。機関によっては、なかなかまだ機器の整備状況とか、回線の状況、こういったところが必ずしも満足のいくものではないというところもございますが、御指摘のとおり、できる限り、個別のこのケース会議を開けるように、オンラインも含めて今後協議をしていきたいと思っております。

委員：ありがとうございます。

副会長：その他委員、お願いします。

委員：この事業は県事業ですが、自治体では似たような事業をやっているのかどうか。私どもみたいに小さな自治体は恐らくやっていないと思うのですが。そこら辺の連携とかはどうされているのか。基本的に、県の若い人たち全て平等にやっぱり相談を受ける権利があるので、それをどう網羅するのか。自治体が同じような事業をやっているのであれば、どう連携をされてやられているのか。あと、周知の方法。具体的にどういう形で周知徹底を図られているのかをお尋ねしたいと思います。

県側：この相談窓口は地方公共団体に設置の努力義務がございまして、県内の市町村であれば、現在、北九州市が設置をされております。それから、複数、幾つかの市町村で設置に向けた動きがあるとお伺いしております。それから、広報関係ですけれども、県のいろいろなチラシ、パンフレット、広報媒体ですね、福岡県だよりとか、そういったものを通して広報を行っております。市町村にもそれぞれ広報誌がありますので、そういったところへの掲載もお伺いしているところでございます。それから、学校等につきましては、市町村学校の校長会とか、そういったところを通して広報を行っております。

委員：ありがとうございます。非常に重要な事業であるということで、各自治体に設置の努力義務ですよね。義務ではなくて努力義務ということですけども、その努力義務があつて、県としてこれを全県内に網羅すべきだと考えるのであれば、県の役割として、まず、こういう形で直接やられるということも重要なことだと思うのですが、全県網羅するような形での自治体の相談体制の確立、そのために幾つかの自治体の連携や費用に関する何らかの支援、そういうことというのは考えられなくてよろしいのか、また今後考えられようとしているのかお伺いします。

県側：働きかけにつきましては、当課で主催しております研修会等で法の趣旨等を周知することで、設置の働きかけをさせていただいているところでございます。それから、費用面につきましては、今のところ国のほうの補助金や交付金の補助制度はないということです。県からの補助につきましても、現時点では、大変申し訳ありませんが、準備できていないという状況でございます。

委員：要望という言い方はおかしいですけども、やはりこれからの社会、しっかり

サポートすべき若者は増えていく可能性が高いと思います。そうであれば、やっぱり全県的にしっかりサポートできる体制をどうするのかということをお県としては考えていただくということ。そのために、自治体等への支援であるとか、そこら辺も少し計画的に進められたらと思います。

委員：恐らく数値的には出ているだろうと思うのですが、子供は何歳ぐらいからが相談が多いのかなというのがこの資料では分かりませんでした。あと、相談件数で年齢別とかが出ると、どの年代が多いのかというのが分かるのかなと思ったのですが、それがちょっと数字で表れるといいなと。あと、相談の内容別というの、年齢と、おおよその相談内容とかが分かると、傾向と対策みたいなことも今後可能かなとも思います。そういった資料も出るといいなと思いました。

副会長：分かる範囲でお願いします。

県側：資料でいきますと、3の事業目標等の相談件数で、令和2年度の相談件数の実績が1,390件ということでございますが、少し詳しく内訳を申し上げます。まず、年齢につきましては、20歳から29歳、これが575件ということで一番多くなっております。それから18歳未満が459件、18歳から19歳、これが172件、大きなところでいきますとそういった内訳になっております。それから、相談内容といたしましては、一番多い件数というのは、単なる問合せ的なものが多いのですが、中身的には、将来が不安でありますとか、将来とか進路が不安、それから、就労、就職関係の相談、それからひきこもり、こういったものが多い件数になっております。

委員：ありがとうございます。恐らく資料はあるのだろうなと思ったのですが、ここでちょっと分からなかったのが質問させていただきました。ありがとうございます。

副会長：よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

委員：この相談件数が、令和2年に1,390と書かれているのですが、これは一体何なのかということをお伺いします。つまり、一人の方が10回相談したら10とカウントされているのかどうかということをお伺いしたいです。これが1,390人じゃなく1,390件ということだったら、人数は一体何人なのかということをお伺いしたいのですが。

県側：1,390の内訳ですけれども、これは延べ件数となります。内訳といたしましては、電話が1,096件、来所が230件、それから訪問が44件、同行して行ったところが9件、メールその他が11件。実績、実人員につきましては189名ということになります。このうち、JACFAのほうで実際に支援を開始した人数というのは83名で、昨年度のうちに相談が終了したのが52名、そういう内訳になっております。

委員：ありがとうございました。そしたら、相談終了して17.5%と書かれていますけど、これはもともとあまりもう継続していないようなものを含めてこの数字が出ていると考えてよろしいということですか。

県側：この4番の17.5%のところでしょうかね。189件のうち、33件、新規ですね。

委員：後でも結構なのですが、単位がちょっとずつ違っている気がします。人なのか件数なのかとか、そこがよく分からなくて。もうちょっとその辺をクリアにして、件数のほうだったらこう、人のほうだったらこう、という感じでやっていただけるともうちょっと分かりやすいかなという印象を持ちました。

副会長：大学にも似たような相談部署があって、相談延べ件数と延べ人数とかで見ると分からないところがあります。ヘビーユーザーがいると、それで件数が増えるといった、いろいろ状況があるので、この実態を示す資料を次回、整理して、まとめて提出をしていただくということでもよろしいですかね。じゃあ、それをお願いします。それでは、次の事業ですかね、お願いします。

(県側説明)

② 特別広報事業 (戦略的広報展開事業)

副会長：それでは、皆さんのほうから御質問、御意見をお願いします。

委員：幾つか教えてください。まず、これは事業名が戦略的広報展開事業と、戦略的という名称がついているのですが、この趣旨を教えてくださいというのが1点目です。あと、この総合計画での位置づけが地方分権の推進の項目になっているのですが、これは地方分権の推進とどうつながるのか教えてくださいというのが二つ目です。三つ目なのですが、事業目標と成果指標なんですけれども、これは多分この事業の趣旨と関連してくると思うのですが、広告の再生等を見るという感じになっているのですけれども、広告を見てもらった成果というのが本来は欲しいのではないかと思うのですが、その成果の部分はどのように把握されているのでしょうか。

県側：まず、戦略的な広報事業ということですが、各部に企画広報監や企画広報主幹を配置しており、これらの者が部内でその年度の重点広報事項を定め、それを基に当課がその中から広報すべき事項を決定しているということで、戦略的と命名をしているところです。総合計画と地方分権の推進ですが、大本の総合計画を持ってきていないので、この場では正確な答えはちょっとできません。申し訳ございません。分かりましたら、この分類に至った経緯というのは、後日、きちんと説明できるようにしたいと思います。それともう一つが、最終的な成果ということなんです。確かに当課がインターネット広告を

するときに、クリック数までは事業者から報告をいただきます。実際は各担当課のほうから、こういったインターネット広告をしてほしいと、例えば、先般であれば、移住定住を関東で発信してほしいと当課に依頼があります。アウトプットとしてその移住定住の相談会に何人来たのかとか、そのうち当課の広告を見て来たのが何人なのかとかということが最終的な成果であろうと思いますが、事業担当課が何で来たのかというところを把握することになるのかなと思っております。この場に細かい資料を持っていないのですが、依頼元の事業担当課は、どのようにその成果があったのか当課も把握はしていないといけないのですが、そこが最終的な着地点になっているのではないかと。当課の目標としては、まずクリック数としております。

委員：御説明ありがとうございます。戦略的とうたって、各担当課からの要望を受けながら、県としてどのような情報発信をして成果を上げていくかということを狙ってやっている。だから、全部そのままやっているわけじゃないと思います。やっぱりそういう点では、最後にお話をいただいたアウトプットの部分をしっかりフォローしていただいて、それをまたフィードバックしてやっていただくというのが重要かと思います。この事業に関しても、そこまで見ていただいた形での見直しが必要かなと思います。その成果指標、直接的にはここかもしれませんけど、この下をさらに深掘りしていただいた上でこの成果指標の分析をしていただくことが必要だと思います。これは平成17年度からやっていて、結構年数もたっていて、広報の事業のステージもすっかり変わってしまっていると思いますので、ぜひ現代化というか、最新版へのアップデートも併せて御検討いただければと思います。ありがとうございました。

県側：分かりました。

副会長：よろしいですかね。それでは以上としたいと思います。次、お願いします。

事務局：続いて、在宅心身障がい児対策事業について御説明いたします。

(県側説明)

③ 在宅心身障がい児対策事業

副会長：それでは、皆さんのほうから御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。

会長：一つよろしいでしょうか。

副会長：会長、お願いします。

会長：対象になる方の全体というベースの数字に対して、ここで把握されている、実際に対応された方の割合はどれぐらいというイメージですか。

県 側：発達障がいのお子さんたちは、実を言うと、法令上に定めがあるわけではなくて、何をベースに、母体がどれぐらいというのも非常に難しい話になっております。例えば、お母さん方が御自分のお子さんがちょっと発達に心配があると言ってお越しになられて、その方は実際に発達障がいのこともあるかと思えますし、逆に言うと、多分発達の遅れ、そんなに問題がないということも十分あり得ます。お越しになられて、何回かお話ししたら大丈夫ですよという方もいますので、非常に母数になるというものが難しいということになりますただ、今回、支援件数では、こちらにありますように571件の方々が来られているということになります。1ケース当たり四、五回ぐらい来られることが多いということですので、100人ちょっとぐらいがお越しになられていらっしゃるかと思います。

会 長：こういうサービスがあるということに対する県民の周知度みたいなところのイメージ感はありますか。

県 側：私たちも発達障がいのお子さんたちに届くようにということで、パンフレットとかいろいろとやっているところはあるんですけども、御相談というのはいろんなルートで参っています。そういうときに、例えば市町村の窓口であったり、あとは療育の関係で、保育所、幼稚園とか、そういったところにもあります。そういったところに、ここにつながるように、PRというか、そういった周知というのを図っております。なかなか、ただ、お母さん方、お父さん方もそうでしょうけども、お悩みになられているという程度が皆さん違うかと思えますので、そこが非常に課題の一つだとは認識しているところです。

会 長：こういうサービスはあることさえ知らないという方がまず、かなりのパーセンテージを占めているという気がしたものですから、そこに対してどういう手を打たれているかなど。

県 側：すみません、PRというか、そういう形でずっと行ってはいるのですが、実際に効果的に届くかどうかというのは非常に難しい問題かなと思っております。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委 員：今回対象の3か所の発達障がい児等療育支援事業なんですけれども、先ほど令和2年の実績が383万円程度で、令和3年当初予算は1,100万円程度と聞き取れたんですが、3倍以上に増加しているというのは、先ほど見直しておっしゃっていらした電話やオンライン面談の実施に対するコストに充てたものという理解でよろしいでしょうか。

県 側：そういったことはありますが、もう一つ、先ほど申しました3か所目、3か所設置しておりますが、3か所目が昨年度開設したばかりで、これから今後

ここの活動が非常に増えてくるだろうという見込みの部分も入っております。また、やはり発達障がいの方々に対する支援というのは、私たちも非常に多くしていく必要があると認識しておりますので、実際に予算額として十分対応できるように思っているところです。

委員：ありがとうございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委員：御説明ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいのですが、発達障がいの方が増加しているということは昨今よく言われていることなのですが、この支援事業で県としては、例えばこういうフォローというか、支援って結構長期的なスパンで必要なものじゃないかと思うのですが、この療育センターや医療的なフォローの部分に、「支援」という言葉からすると、おつなぎするといった意味で、県はそういうお立場で支援をしていくということを目指されておられるのでしょうか。

県側：ありがとうございます。今、御指摘のとおり、支援という言葉を使っております。先ほどもこの療育支援事業で、多い方で4回から5回ぐらい利用されていますという話をしておりますけれども、この4回から5回で、大体この方にとってどういうサービスが必要なのかとか、ここで、この療育支援の医療連携型の3か所ですべて療育指導とかを行っているわけではなく、その方々にとって一番いいところはどこか併せて見せていただいております、確実に次のサービスにつなぐということはこの事業所でやっております。

委員：ありがとうございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委員：発達障がいの方はもう本当に相当多くいらっしゃると思うのですが、県の事業が対象にしている発達障がい児、逆に言うと、ここの事業を受けられる対象の方は何か特に線引きをされているとか、そういうのはあるんですか。

県側：こちらは発達障がい児ということにしておりますので、基本的にはお子さんたちが多く、実際の利用実績も、小学生から18歳ぐらいまでの方が一番多く利用されていますが、そこを超えられても御相談は受けております。年齢が高くなってくると気になってくるのが、今度は、例えば発達障がいだけでなく精神障がいということも考えられるところもありますし、発達障がいというのは定義がありませんので、支援については、やっぱり一番必要などころでということではフォローしていけるようにしております。

委員：発達障がいと言われる方は、小さな町にもいっぱいいらっしゃるわけですね。どういう方がこの県の事業を受けられるのか、対象になるのか。一般的に発達障がいに対していろんな形でサポートされている、各自治体でサポートされていると思うのですが、この県の事業の何というか、特徴というか、

その中でどういう方を対象にされているのか。

県側：例えば発達障がいじゃないかといった疑いといいたいでしょうか、自覚だったり、両親とかが自覚されてここに来られるわけです。なかなか発達障がいの方って、見てすぐ発達障がいと分かるわけではありませんから、やっぱりそこはしばらく時間をかけて、確認をして、その方にとって一番必要な支援というか、アドバイスを行うということになっております。初めから「対象じゃありません」ということはなかなか言えない世界になりますので、そこはいろいろとお話を聞きながら、また、行動を見ながらということになってまいります。

委員：基本的には、発達障がいの皆さんは全て対象になって、どなたでも来ていただいていいですよということになるんですね。

県側：そうですね、はい、相談を受けることになります。

委員：その割には、規模が今のところ小さいので。いろんな受皿がある中で、この県の事業の特徴がどこにあるのかというのが、何か受けられる人にとってよく見えない気がするんですね。それと、ほかのいろんな機関、医療機関とか、施設とか、自治体などいろいろなところとの連携とか、すみ分けというか、そこら辺は少し整理されたほうが分かりやすいのかなと思います。

県側：分かりました。この事業につきまして、医療連携型ということで、医学的、医療的な診断ということがあります。ですので、初めに、先ほど言いました13か所のところに行かれて、そこで終わられる方もたくさんいらっしゃるかと思います。特に医療連携型で、やはり専門の分野でのカンファレンスでありますとか、指導をちょっと受けられたほうがいいのではないかという方がここに来られるというのもありますし、初めからここに来られるという方もいらっしゃいますし、そこは一応、医療の知見を生かした支援ができますというのがこの事業の売りにはなるのですが、初めから来られる方もいれば、よそから来られる方もいらっしゃいます。

委員：じゃあ、ここには、例えばお医者さんとかが判断されて、医療型のこの発達障がいの事業、行かれたほうがいいですよという話になるわけですか。

県側：お医者さんだけでなく、通常の業務に従事されている方々が、自分たちでちょっと判断できないなということでこちらに来られることもあります。

委員：最後の駆け込みみたいな。

県側：そういうこともできますというものになります。

副会長：よろしいでしょうか。それでは、この事業はここまでとしたいと思います。

事務局：それでは、続きまして、航空機産業振興事業について御説明いたします。

(県側説明)

④ 航空機産業振興事業

副会長：それでは、ただいまの説明につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問をお願いします。いかがでしょうか。

委員：MS Jさんってたしか今、債務超過で大変だと思うのですが、そこだけのためにこの費用を捻出しているのか、それとも、ほかに航空機産業に関して参入されようとしている企業さんって、大きいところで、国内でどれぐらいあるのか。ちょっとざっくり、私がかんがえていないので教えていただければいいなと思います。それに対して、福岡県として、航空機関連の産業に対する支援を継続する必要があるのかというのを検討する上でちょっと私も知りたいなと思っています。

県側：MS Jとは、三菱重工が手掛けている国産ジェット機です。これだけを産業振興の対象としているわけではありません。国内では、特に重工系である三菱重工をはじめ、川崎重工であるとか、富士重工、こういったところは、ボーイング社、エアバス社の部品生産を担っております。このようなサプライヤーへの参入も目指しているところです。

委員：実際、ボーイングとかとエアバスとかと取引をされている企業さんがいらっしやるということですね。

県側：ボーイングと直接取引をしているわけじゃありませんが、ボーイングの仕事を受けた、大手重工系の企業から仕事を受けている県内企業は、既に出てきております。

委員：そうなんです。具体的にどれぐらいの、県としてアドバイザーが必要かどうかというのがなかなか難しいところかなと思ったのです。企業だと何となく分かるのですが、どれだけ県として貢献する必要があるのか、全体的なこれからの成長戦略として、目標のマーケットサイズというのと、県が支援する金額というところで検討しなきゃいけないのではないかなとちょっと考えたのですが。

県側：マーケットサイズですか。

委員：産業としてですね。産業振興ということだと思うので、職務で扱っているとか、企業立地として課で扱っているのか、そういったマーケットを県内に多くするということが多分根本的には目的になるんじゃないかなと、このお話を聞いて思ったのですが、今のところ、MS Jさんとか、国内の航空機産業というのと、やっぱりあまりうまくいってない感じを受けたので、それ以上の、これからどれぐらいのマーケットサイズ、広げていくようなことを県の事業としてやっていく必要があるのかなというところが、多分この判断材料になるのかなと。

会 長：私、1週間前にこの福岡県航空機産業振興会議の議長にされました。まだ新米なのであまり大きなことは言えないんですけども。実は川崎さんにしても、ボーイング社からエンジンを造るとか、かなり大きな仕事をやっています。あと、日機装は、例えばフラップの炭素繊維の部分で大きな加工機を使ってやるとか、意外と日本の中に航空機産業の仕事というのは入ってきています。言われるように、MR Jのところ、もう一つジャンプするんじゃないかという期待の下に、そのベースをつくってやったのですが、今おっしゃるとおり、MR Jそのものはちょっと落ちてきています。ただ、それよりも、MR Jが今落ちたから、それで航空機産業に向けての取組が終わるというわけじゃなくて、今コロナ禍で航空機産業は大打撃を受けてしまって、ボーイングでさえ、エアバスでさえ、あと2年ぐらいたったら、中型機から立ち上がっていくだろう、新参のところはもうちょっと時間がかかるだろうということになってしまいそうです。その中では、少し長期的な見方で、どういう形で、コンソーシアム的なことで技術の集積をさせて前に進めるかという、一歩進めるような形のコンソーシアムが今一つできた。そこで受注ができるような体制までは一つできてきています。やっとなら前に進もうとしているのですが、コンソーシアムをつくった1個1個の企業が中小企業なので、彼らが直接営業活動をしていくようなレベルの強さではない。それを県が頭に立って営業活動をしなから、そのコンソーシアムが試行的に仕事をしていって、少し長い目で言うと、10年後ぐらいに仕事になるようなところの手助けをしていく、ベースをつくっていこうというようなレベル感の仕事を振興会議ということでやろうとしています。ですから、確かに言われるように、予算の使い方がちょっと多いんじゃないのかというレベルからのところはいろいろ議論があるかもしれませんが、状態としては、スピードが少し落ちている、日本の航空機産業の市場の成長スピードが、コロナも含めて、ちょっと落ちたというところではあります。

副会長：ありがとうございます。

委 員：航空機だけでなく、ほかの産業もたくさんある、例えば自動車で自動運転とか、ほかにもいろいろ産業があるのではと。航空機だけではなく、ほかにも何かあるのかなとちょっと思ったので、航空機関連の産業振興だけではなく、ほかにも予算をつける必要があるんじゃないかとか、何かほかにもあるのかなと。航空機だけなのかと、ちょっと思ったものですから。

会 長：彼は飛行機の担当なのであれですけども、どういうことをやるか実は財界も含めて一生懸命議論をしていく中で、自動車については、福岡県は大成功して、自動車生産の集積地にもなったと。半導体もある程度来た。次は何だといったときに、少し時間はかかるのですが、宇宙、水素、航空機とかと

いうことで、その中で今日の発表は航空機の部分はこういうふうにやっていますということ、言われるとおりの、いろんなところの可能性を見ながらという、そのうちの一つということです。

副会長：会長からもいろいろ御説明いただいて、私も脇から一つだけ。飛行機関係というと、戦後ずっと日本が産業政策で育てたかったけれど育てられなかったものの一つです。産地でいくと、トヨタとかのそれこそ愛知県だとか、向こうでかなり熱心にやっていて、そこに福岡が食い込んでいくための戦略といいますかね。どの辺に商機がありそうなんですか。やっぱり向こうと一緒に大きくなるという感じなんですか。

会 長：例えば、自動車でいえば、トヨタさんだったり、ダイハツさん、日産が来たりということ、事業ができる環境をしっかりと整えていくと。どういうことをしたら彼らにとって事業環境がいいのかというものの整え方をするには、やっぱり1回中に入らないと分からないよね。そういう意味では、つくったようなコンソーシアムみたいなところが一回仕事してみて、それがどういうことなんだというのをしていく。机上だけでずっとやっていると、仕事というのは絶対難しいから。ただ、よく見ると、九州に縁のある方が決断したとかですね。それはいろんなところがあるので、そういうところも含めてやっていかなきゃいけないと。

副会長：今、始動したところとして、大体このアプローチでいいのではないかと。これは会長の立場を離れた一委員としての意見だと思えますが、よろしいですか。

委 員：私たちは評価をする上での基準を知りたかったので、今の質問をさせていただいたのですけれども、どこまで言っているのかということではあります。これをこのまま終わっても問題なければ、大丈夫だと思いますけど。

副会長：そうですね。御指摘のとおり、それなりに始動し出したということは分かりましたけど、説明もそうでしたが、この指標のところですね。確かに今の段階で指標は出しづらいかもしれませし、この事業目標①、②のところも、あまり説明がなかったのですが、何かもうちょっと、そんなにたくさんの予算を使っているわけではないのですが、説明責任をうまく果たしていただいたほうが、期待と安心が募りそうな感じはします。今、始動していることなので、説明は難しいところはあろうかと思いますが、もう少し、この様式に合った形でうまく説明責任が果たせるようにしていただけますかね。

県 側：指標としては、航空機分野への参入企業とし、令和3年度には計15社の参入を目指しているところでございます。航空機の分野というのは、参入障壁が非常に高く、当然、その安全性、信頼性、高機能性というのが求められております。そのための認証取得を進めていかないと、航空機産業への参入が

できないというところで、そんなに多くの企業が、毎年参入ができるような状況ではなく、毎年2社の参入という目標はハードルが高いと思っていましたが、今日現在で、既に13社が参入しています。

委員：いろいろ事情は分かりましたけれども、5番目の事業費のところ、令和2年の決算と令和3年の当初予算では、4倍ぐらいになっているかと思います。やはり今、コロナ禍で、先ほど会長がおっしゃいましたけど、やっぱり航空機産業ってすごい大打撃を受けていて、なかなか航空機産業はと。そこに入り込もうというのは分かりますが、航空機を新しく造るのも、もともとのところのボーイングとかもエアバスが非常に難しいという状況になっているのに、4倍というのはなぜなのかというのがちょっとよく分かりません。なぜ4倍にもなるのでしょうかというところをもう少し御説明いただければと思います。

県側：予算が大きく増えている要因は、試作支援の予算が大きくなっています。資料中⑤に参入を目指す企業グループの支援というのがありますが、この中で、技術を持った企業が実際に使われる素材を使って航空機部品を試作し、それを展示会や企業訪問した際に、「私の企業はこのような技術でこういった素材を切削できます」とアピールしていかないと、単に「こんな技術を持っています」と説明するだけではなかなか参入につながりません。そのために、令和元年度から試作支援事業というのを進めており、その際には、純チタンを使ってまず進めるということで支援しました。純チタンというのはそれほど高くないのですが、現在は、64チタンと言われる非常に高価なチタン合金が航空機で使われております。したがって、令和2年度までは、1件当たり50万円の補助だったものを、今年度から、750万円3件を支援できるように予算を確保したということで、予算額が増加したという状況です。航空機業界は、確かにコロナの影響を受けて需要が激減しているところではありますが、現在でも、需要が回復する時期を見極めながら、完成機メーカーのボーイングやエアバスでは着々と開発が進められております。冒頭でも説明しましたが、実際に大手サプライヤーから、「こういった部品ができないか」とか、「こういったものを共同受注できないか」といった相談をいただいている状況でございます。

委員：分かりました。つまり、実際使っているもので、試作品を作るために材料費が非常にかかるからという、大きくはそういうところという理解でよろしいですか。

県側：そうですね。非常に高価な材料になりますので、材料費が上がっております。そこを支援していこうということで、予算額が2,000万円程度増えたところでございます。

委員：分かりました。もちろん、今、航空機産業が低迷しているからといってずっと低迷しているわけではないので、今、次に向かって進んでいるというのはもちろん分かっていますから、はい、了解いたしました。ありがとうございます。

副会長：それでは、以上としたいと思います。ありがとうございました。

事務局：それでは、さわやか道路美化促進事業について説明いたします。

(県側説明)

⑤ さわやか道路美化促進事業

副会長：それでは、皆さんのほうから御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。

委員：この参加団体を募っておられる地域というのは、県下でいろいろと分布というのはあるのでしょうか。と申しますのが、北九州市でもこのような活動を支援する施策が幾つかございまして、私に関わっております団体でもこういう清掃活動を市の支援活動の中で取り組んでいます。県で今かなりの団体数が御参加なさっていらっしゃるのですけれども、この参加されていらっしゃる地域はどこら辺が多いとかというのはあるのでしょうか。

県側：地域につきましては、政令市である北九州市と福岡市を除く全地域で参加団体を募っております。全地域におきまして、おおむね多くのボランティア団体の方に参加していただいていると考えております。

委員：ありがとうございます。例えば福岡市とか、その北九州市の政令指定都市との、例えば活動の連携みたいなものというのは、今のところはまだ、それは政令指定都市が単体で、それぞれの企画で推進していると考えてよろしいのでしょうか。

県側：北九州市、福岡市、それから国が直接管理しております直轄国道と言われるものについても、ボランティア活動をしていただいている団体というのがございます。これらの団体が集まりまして、道守活動というのですが、活動団体が一堂に会される会合等も行われるところがございます。ちょうど来月、北九州市において開催が予定されております。そういった各団体におきます活動の状況とかの情報交換ですとか、そういった活動も盛んに行われているところです。

委員：ありがとうございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。それでは、私のほうから。道守のこの事業をやったときに、参加する人は結構、最近、炎天下なかなか厳しかったりして参加しながらない中で、公共で、例えばいろんな道具だとか、植えるものだと

か、いろいろな植栽の部分の経費をどこまで持つのでしょうか。それから、昔、もう少しお金をいろいろ使えた時代は、謝恩会みたいなものにも使ったり何かやっていたのはあったかもしれませんが、今はもうそういうのが大分厳しくなっていて、かなり県や市町村としては、感謝もしたいのだけど、やってもらうことに対してボランティアが非常に高くなってきているという感じもあると思います。実際の実施状況はどうなっているのか。そういう細かい実施状況は基本的に市町村のほうに任せておられるのか。どんな感じなのでしょう。

県側：活動報告の取りまとめは市町村にお願いしているところがございます。県が行います支援というのは、ボランティア活動に伴う損壊の賠償保険。幸いここ3年間は事故が起きておりませんが、例えば、草刈り中に飛び石によって折から通行している車両の窓ガラスを破損したといった場合に、この県が加入している保険を使っていただきまして、被害者の方に賠償していただくこととかがあります。あと、支援内容としては、草刈りに使う刃の支給ですとか、あと植栽における球根、花とかを県のほうが費用を負担するという形での支給ですね。物の支給による支援ということを行わせていただいているところがございます。

副会長：活動内容は拡大しているんですか。最近、活動範囲は同じぐらいですか。

県側：いえ、幸いにして、ここ数年で30団体ずつぐらいはずっと増えてきております。過去、平成23年から見ますと、50団体平均という形で、本当に熱心に活動していただいていると思っております。

委員：道路に対するポイ捨てというのは非常に多いので、何とかしないとイケないのかなと思うのですが。最初に道路、道路というのは何かこう、例えばこれは地域でこういう形をお願いします、こっちのほうは何か直営でやるとか、例えば道路の車線とか通行量とかで少し区別されているんですか。そういうのはないのですか。

県側：特に区別はございません。

委員：どういう道路でも構わないのですか。

県側：県の事業の中では、県の管理する道路においてやっていただいております。

委員：国道は入らないのでしょうか。

県側：はい、国のほうはまた国のほうで団体に対する支援等をされているところです。活動内容としては、どうしてもやっぱり車線上とかだったら、往來の通行による危険とかも生じますので、大きなところでやっぱり歩道の清掃ですとか、あるいは植栽帯があるところでの管理というものをやっていただいているところです。

委員：ちなみに、その活動頻度というか、そういうのは何か基準みたいなものは。

県 側：年1回以上、活動をお願いしています。そこは団体の活動状況によりまして、毎月やっていただいているところから、上半期と下半期ということで年に2回やっていただいているところもあります。そこは団体さんの活動にお任せしているところです。

委 員：ちなみに、その団体さんがやられているところは、県は全く、例えば清掃活動とか草刈りとかはされない、そういう整理の仕方をされているんですか。

県 側：いえ、道路でございますので、県のほうでは毎日から、2日、3日に1回は必ずパトロールをしております。その中で道路の安全を確保する上で必要な場合には、直営での作業ですとか、規模に応じて業者さんをお願いしての草刈り、除草とかもやっていただいているところです。

副会長：よろしいでしょうか。それでは、以上とします。ありがとうございました。五つ、これで外部評価が終わりました。ちょっと遅れ気味ではありますが、オンラインで行っているということもありますので、ここで5分程度、休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

事務局：続きまして、次第の(4)の県政モニターアンケートの結果についてとなっておりますが、本日、議題が多くて、少し時間が押していますので、先に、次第(5)民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進と進めさせていただきますが、前回審議会で出た意見及び要求資料の説明がありますので、そちらについて御説明いたします。別冊資料の②を御覧ください。税込確保に向けた取組の充実の審議におきまして、県及び県内市町村の収入歩合の推移に関する資料要求、それから、ふるさと納税の活用の審議におきまして、ふるさと納税の寄附金獲得に係る目標と費用、それから企業版ふるさと納税の県内市町村の活用実績に関する資料要求及び意見がありました。これにつきまして、税務課から説明させていただきます。

県 側：税務課でございます。それでは、前回の会議において御質問いただいた事項について御説明申し上げます。まず、1の収入歩合の推移についてでございますけれども、数値は、2枚目、別紙のとおりでございます。市町村民税につきましては、地方税込対策本部を組織しまして、県と市町村の徴収連携を強化した結果、歩合は上昇傾向にあります。県税につきましては、差押えの強化を図るとともに、搜索、公売などを積極的に実施したことなどによりまして上昇傾向にございます。

次に、2のふるさと納税の寄附金獲得に係る目標の設定についてでございますけれども、寄附額は、災害の発生状況などによりまして年度ごとの変動が

非常に大きいということで、これまで目標を明確には定めておりませんでした。現在、行革大綱の策定と並行して行っております令和4年度からの次期財革プランの策定に当たりまして、寄附金獲得に係る目標の設定を検討しているところでございます。

次に、3のふるさと納税の費用の状況についてでございます。個人版につきましては、総務省の告示によりまして、寄附の募集に要する経費は寄附額の50%以下となるように定められておりまして、本県もこれを遵守しております。

なお、企業版につきましては返礼品がないため、納付書などの書類の送付に要する事務費のみとなっております。

最後に、4の企業版ふるさと納税の県内市町村の活用実績についてでございますけれども、最後の表に記載のとおり、県内60市町村のうち28市町村で、寄附金受入れの前提となります地域再生計画、これを策定いたしまして、うち13市町で実際に寄附金を獲得しまして事業を実施しているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

事務局：それから、金融財産の有効活用の審議におきまして、未利用県有地の増減について資料要求がありました。これにつきましては、ページをめくっていただいて3ページ目に財産活用課から資料の提出がっておりますので、御確認ください。

次に、組織のガバナンス強化の審議におきまして、監査制度も含めて一度整理した上で改めて議論したいという御意見がありましたので、4ページ目に知事部局におけるリスク対策という資料を添付しております。これにつきまして、担当課から御説明いたします。

県側：前回の審議会におきまして、監査は縦割りではなく一つにまとめるべきではないか。あと、情報セキュリティは個人情報、文書管理、会計などとトータルで見えていく必要があるという御意見がございまして、行政の場合は監査委員や包括外部監査という仕組みもあるので、そこを一度整理した上で再度議論をということでしたので、改めて御説明させていただきます。資料を御覧いただければと思います。

知事部局におけるリスク対策としましては、まず、地方自治法に基づく監査委員制度がございまして、こちらの監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行などについて監査することとなっております。毎年度必ず監査が行われていまして、財務に関して実施する定期監査が行われております。

また、必要がある場合は、地方公共団体の事務の執行に係る監査として行政監査を実施することができるとなっております。

本県では、監査委員4名と事務局職員約30名の体制を組みまして専門的に監査を行っている次第でございます。さらに監査機能の専門性、独立性の強化を図るために、その下の部分、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査として導入されたのが外部監査制度というものがございまして、こちらは弁護士や公認会計士、税理士などの外部の方と契約して、特定のテーマについて監査を受けております。このように地方自治法に基づく監査指導を受ける仕組みが設けられているほか、知事部局内におきましては、前回の審議会で、文書管理、個人情報保護、財務会計について、それぞれの分野で再発防止などを行っていると申し上げたのですが、情報セキュリティー対策につきましては、メール誤送信ですとかUSBメモリ等の紛失、ウイルス感染など様々なリスクがありますけれども、こちらは情報政策課のほうで、高い専門性を持って一元的にデータ管理ですとか情報漏えい対策についても指導する体制を取っておりますので、そのところをこのようにまとめさせていただきました。よろしく申し上げます。

事務局：以上が前回審議会に係る意見及び要求資料についての説明となっております。

副会長：それでは、ただいまの説明につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問ありますか。よろしいですか。それでは、次に進みます。

事務局：それでは、民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進について、資料は第5回行政改革審議会配布資料に戻っていただきまして、19ページ、右上に資料3と書いているものです。公共サービスにおける民間活用の推進に関して、関係課から御説明いたします。

(県側説明) 資料3 公共サービスにおける民間活用の推進

副会長：それでは、ここから、これまで議論してきました行革大綱の話の確認に入っていきます。まず、今御説明いただいた部分につきまして、皆さんのほうから、御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。どうでしょうか。じゃあ、私のほうから、まず1点お伺いします。指定管理の状況を見ると、割と公募が多く、しかも、5年ないしは一部10年。ここはよく頑張って、制度趣旨に即して制度を運営されていると思うのですが、過去を遡れるかどうか、公募のもので、実際指定団体が変わっているところですね。指定管理ですから、変わることが必ずしも正しいと限らないし、むしろモラル高く継続的にやってもらったほうが実際の効果は上がるかもしれないですが、100%ずっと同一団体が全てのところで指定し続けているということになると期限を切ってきた効果も薄れるかもしれませんよね。この公募5年間の中で、指定団体が変わっているもの、それが何事例ぐらいあるのか、教えてほしい

です。

県側：今、手元には持っていないのですが、変わった事例は幾つか。

副会長：幾つかはある？

県側：あります。例えば、以前、県の外郭団体が管理していたものが、いわゆる普通の民間事業者が変わったりであるとかいうのもありますし、民間の事業者だったのが、次の更新のときに別の事業者が変わったり、そういう事例はございます。確認すればあるのですが、すみません。

副会長：あと、要望としては、やっぱり5年の団体ももう少し、よく管理したらインセンティブで、あと2年とか3年継続して認めるとか、長いものによっては、10年をもう少し短くしたほうがいいんじゃないかとか、いわゆるこの期間の見直しですね、こういうものがあってもいいような感じがします。古典的には個別と言われているものも、競争入札のような形の公募でなければ、公募で運営することも比較的、現行のよさを残して公募に移行することもできる感じもするんですが、その辺りはどうなっていますか。

県側：指定期間につきましては、県の場合、一部3年間で以前やっていた部分もございすけども、なかなか3年だとサービスの提供をしていく上でなかなか計画的にできないであるとか、事業者さんが参入するときに設備投資であるとか、人員の確保とかが難しいというようなこともありまして、以前、先ほどもちょっと説明があった包括外部監査で、3年だと短いというような話もありまして、5年に見直したというのがあります。

あと10年は、太宰府病院だけが10年になっておりますが、これは精神科の病院でございまして、一般的な施設管理とかなり状況が違うということもあって、特別にちょっと10年という設定をしております。

一方で、あまり指定期間が長いことに対する弊害とか懸念もございまして、全国的に見ても、5年という期間を設定している都道府県が大多数ということもあり、福岡県も今5年で運用しているという形になります。

副会長：分かりました。その他いかがでしょうか。お願いします。

委員：御説明ありがとうございました。アウトソーシングのところで、他県の現業職員の配置状況という資料を補足でつけていただきまして、地域によって状況は違うとは思いますが、一応全国的なトレンドというのはこれで比較ができるのかなと思って数字を拝見しています。ちょっと十分に確認できていない部分があるかと思いますが、やはり他県では現業職員の配置をあまりしていないような分野で福岡県は行っているというところが幾つかありまして、例えば4番の河川監視のところとか、5番の用務員とかですね。あとは、その辺はかなりほかのところとは違う感じがしているのですが、こういうときに、福岡県特有の事情で、他県とは違う部分で、今後検討が必要なこ

と、検討というか留意する必要があるようなことというような事情がありましたら教えていただきたいと思います。

県側：ありがとうございます。県特有の事情というのはなかなかちょっと難しい部分はあります。ただ、昨今の状況として、例えば一番上に道路技術員といったような職がありますけれども、本県の場合は5年連続で災害が起きているということで、そういったときの緊急対応とか、そういったような新たな役割、役割というか、新たに必要な対応というようなことが出てきているということもございますので、そういった社会情勢の変化とかということも今後は踏まえた上で検討していく必要があると思いますけれども、当然、やはり効率的な行政運営ということで、他県で実施ができていているものについては、本県でも実施することはできないかという視点でもしっかり検討していきたいと思っております。

委員：ありがとうございます。業務の内容が本県特有なものとかということでなければ検討の余地は十分にあると思いますので、ぜひ前向きにお考えいただきたいです。それと、やはりもうこれから人口減少に向かっていって、職員数も制約されてくるという、マンパワー自体の制約があるということを見ると、いかに上手に地域全体でいろいろな生活インフラを回すかということの本気で考えなきゃいけないところですから、先への危機意識あたりも踏まえていただいて御検討をお願いしたいと思います。

それと、ICTとかIoTの技術を活用する、こういう面では、例えば民間のほうが技術を持っていたり、スキルも長けているので、そういう観点からの見直しというのも、本県で比較的多い分野というのは活用ができるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

県側：資料のほうにも実施上の留意点ということも書かせていただいております。そういった点も、今いただいたような御意見も踏まえてしっかり検討していきたいと考えております。

副会長：その他、いかがでしょうか。お願いします。

委員：私がちょうどPark-PFIの天神中央公園と大濠公園の選定委員で携わらせていただいた関係で、ちょっと関連するか分からないですけど、御提案というか、ですね。これはどちらも4団体ほどの応募があつて、魅力的な御提案をいただいて、すごくいい事業だなと思ったのですが、必要書類として、紙のなかなか分厚い、いろんな書類が要求されて、それが正副合わせて10部とか、ちょっと正確な数字は覚えていないですけど、紙でたくさんの書類を出さなきゃいけないと、応募者の方に負担がかかるのではないのかなと個人的に思いました。Park-PFIだけじゃなくて、恐らく指定管理者制度のほうも、応募するに当たって紙のたくさんの資料が要求されるのかなと

思うのですが、今後、データ化であったり、正一部だけの紙とか、いろんな方が応募できるような仕組みができるといいなと思いました。

副会長：いかがですか。

県側：申請書類の関係でございますけども、指定管理者制度の申請につきましても、来年度分からはオンラインで申請ができるように今準備を進めているところでございます。全体的な県の手続のオンライン化の流れに沿って対応していきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。

副会長：その他、いかがでしょう。じゃあ、私からもう1点だけですね。アウトソーシング絡みで、それこそ、また最後に出てくるかもしれませんが、DX関係ですが、いわゆるシステム関係ですね。システムも大きなものになりますと、自前でつくるということはほとんど考えられないので、全部民間委託になるわけです。その委託の仕方、それこそ昔から、コンピューターを買い取るか、リースにするかという古典的な問題がありましたが、それをどんどん複雑にしたような形で、一方でシステムは非常に複雑になって、その維持管理も基本的に事業者が負わなければならないという側面が強くなる一方、しかし、じゃあ、行政のほうで全くシステム関係が弱い人ばかりでいいかというと、行政の中にもシステムにかなり精通した人がいないと契約管理できないと。しかし、昔のように、単純にその人がシステム開発したり、それから平時の維持管理も基本的には事業者任せのほうがいいような形になってきて、今後の県庁全体のシステムのデザイン管理や非常時の維持管理、こういうようなことを念頭に、どういうアウトソーシング戦略を組んで、どういう部門で直営の職員がいればいいのか、ないしは任期付職員で間に合わせるのか。その戦略が非常に難しくなっていると思うんですね。現時点で、福岡県庁さんとして、これからちょうどこの整備の時期に当たるわけですけど、どんな考え、御計画をお持ちなのか、お聞かせください。

県側：すみません、ありがとうございます。御指摘の分について、今、具体的な戦略は持ち合わせておりません。確かに御指摘のようなことは十分踏まえた上で検討していく必要があると思っておりますので、今いただいた御意見を参考にさせていただいて、検討させていただきます。

副会長：ぜひ検討してください。よろしく申し上げます。よろしいですか。それでは、この分野はここまでとしたいと思います。

事務局：それでは、資料の4、民間との協働による共助社会の実現について、関係課から御説明いたします。

(県側説明) 資料4 民間との協働による共助社会の実現

- 副会長：それでは、ただいまの説明につきまして、皆様のほうから御意見、御質問をお願いします。いかがでしょうか。会長、お願いします。
- 会長：課題ということで挙げられたやつの、まず質問なのですが、包括提携というのがあるなら、個別提携がある？
- 県側：個別提携もございます。包括提携は県政のいろんな分野の協定項目を結んでいるということで、例えば健康づくりから、スポーツ・文化、観光振興、農林水産業の振興、そういう項目が包括とされているというのが私どもの協定でございまして、個別に防災に関する協定であるとか、健康づくりに関して結んでいる協定といったものもございます。
- 会長：じゃあ、ここに書かれている例は個別にも見えるけど、包括の中のある一面を見せたという意味合いですか。
- 県側：そうです。日本郵便さんにつきましても、例えば地域防犯、県政情報の発信とか幾つかの提携項目がございまして、その中で、観光振興の分野での取組の一つとしてオリジナルグッズの製作をしていただいたという形になります。
- 会長：個別のやつになると分かりやすいのですが、包括と言われたときに、一つの企業というのはやっぱり視野が狭いですから、県の全部のことは見えないので、提携の相手として、例えば県レベルで組織化している——同友会は、本当は企業じゃないからあれかもしれないけど、県の同友会、福岡県の商工会議所連合会とか、いろんな面を見られる、こんな要望が県にあるよというのを示せるような、企業体の集合と付き合うというのはどうなの。例えば、商工会議所の連合会と連携協定をするみたいなことはないのですか。
- 県側：選択肢としては考えられると思います。
- 会長：連携協定とまで言う必要はないのかもしれないけれども、お互いにメリットが、メリットの中身はいろいろあって、地域貢献的なところも当然あるでしょうし、相互メリットになる部分もあるかもしれないけど、広く見られるという意味ではそういうところも検討されてはいかがでしょうかね。
- 県側：ありがとうございます。包括提携協定につきましては、企業側にとっては、企業の社会貢献活動の延長線上にあるものと整理いたしております。
- 会長：私も企業なので。結構ターゲットを絞るんですよ。だから、包括と言われるものを、我々はここで社会貢献するんだというので、社員にもそのモチベーションを持たせるというやり方をするのですが、そこと県の方が合うかどうかというところがちょっとね。この包括と言われるとちょっと分かりにくいので、県がやりたいから、これだけやったら、それをある事業と連合体と話をすれば、それなりの形のものが出てくるかもしれません。
- 県側：ありがとうございます。今後の選択肢としてはある話だと思います。これま

でに結んでおります企業の一覧につきましては、補足資料5の8ページ、9ページの辺りに、企業名と、どういう連携事項があるかというのを書いております。連携事項の事例といたしましてはこういった項目が挙がっています。それぞれに、例えば、企業の集合体でということであれば、例えば子育て支援に強い企業様、健康増進に強い企業様ということで、可能性はあるんだと思います。すみません、これまでの事例がございましたので。

会 長：分かりました。私の知っている企業の例からいうと、ここまで並べて、それを社員に対して、我々はここに力を入れるんだというような会社はほとんどない。この10個挙げるということはあり得ないですね。

県 側：そうですね。

会 長：だから、逆に言うと、その会社が本当に力を入れているところと組んでいくと。包括というところがいま一つ染みてこないというか、そういうイメージ感をちょっと持ちました。

県 側：そうですね、例えばイオンさんにつきましては、第1号でしたので、協定項目の数が14と一番幅広になっていますが、やはり最近、一番新しいところですよ、三井住友海上さんとかですよと割と項目数が絞られてきているというかですね、企業さんの強みを生かせる分野に絞っていくという協議をしているところでございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。お願いします。

委 員：ありがとうございます。今、会長が御指摘の点とも重なるんですけれども、やはりこの包括連携協定というのは、幅広く協力体制を組みましようということで、何か新しいニーズが出てきたら、それをまた反映させて、今までやってきたのに加えてまたやりましようという、柔軟性があるのかなと考えていました。ただ、具体的にどのぐらいそれぞれの企業に協力していただいているのかというのは、項目としてこれだけできますよというのは挙げていただいているとしても、この中で具体的にいつどの企業がどんなことをやってくれているのかが見えるような形でないと、企業も社会貢献が伝わらないですし、県としても、地域でこんないい体制ができていますよというアピールもできないんじゃないかと思います。この個別の取組状況というのは、ホームページやSNSとかで情報発信はされているんでしょうか。

県 側：包括提携協定につきましては、県のホームページで全社御紹介をさせていただいています。ただ、取組数でいくと、大小ありますけれども、実は200件近くの取組がございますので、特にPR効果が高いというか、面白い取組だなというものに絞らせていただきまして、写真とかも掲載しながら御紹介させていただいております。

委 員：一覧表という形では？

県 側：今は載せていません。

委 員：ありがとうございます。今、ホームページを拝見したのですが、言い方があれですけども、もうちょっとインパクトがあるような紹介をしていただくと、多分、企業側もインセンティブ、活躍の場の一つとして思ってくれるのではないかなという気はします。

それと、おっしゃっていただいたように、たくさん取組があるということ自体がやはりもっと発信されるべきかなと思います。今回の資料もそういう件数とかというのはあまり。何社かは、それぞれはこんな内容で提供してくれていますというところまでは分かるのですが、もう少しその取組状況が分かるような形でお示しいただいて、それをもっと伸ばしていく工夫というのをやっていただくのがよろしいのかなと思いましたので、御検討をお願いできればと思います。

もう1点、よろしいですか。NPO、ボランティアの協働の方なのですが、確かにこれは悩ましい分野で、ボランティアにやっていただくので、なかなか、どういう支援をして、県側がどういう活動をすれば効果が出るのかというのは悩ましいところだとは思いますが。NPO、ボランティアの資金の面で、なかなか運営能力が上がってこないというのは、もう随分前から全国的に指摘されていて、何とかしないといけないとこれまでもずっと取組されてきたと思うんですけども、次に、今後に向けて具体的にこういう案で、こんなことを新たにしてみたらとか、今後変えてみたらというようなお考えがあったら少し教えていただきたいなと思います。

県 側：実は私ども、NPOとの協働につきましては、平成23年にNPO・ボランティアと企業、行政との協働実践指針というものをつくりまして、これに基づいて様々な事業をやってきております。こちらは策定から10年がたったということと、先ほど委員がおっしゃいましたように、なかなかNPOは活動基盤が脆弱な状態です。その中に今コロナ禍ということによってちょっと不測の事態が起きてきているということで、今に合った指針が必要ではないかと今まさに検討を進めております。そういった施策等を皆様に御議論いただいているところでございまして、年度内には新たな指針をつくって公表する予定にしております。

委 員：ありがとうございます。じゃあ、近々ということですね。では、それは今検討されている状況だと。

県 側：そうです。

委 員：新しいトピックが。

県 側：そうです。なかなかそれが難しいものもありまして、これをすれば、NPOの活動基盤資、資金情勢がよくなるよというものなかなか難しいんですね。

我々県にできることは、ある程度後方支援ということに限られてきますので、助成金の情報ですとか、国、県、民間団体、いろんな助成金がありますので、そういった情報提供、また、そういう助成金を取りたいという団体があったときに、書類の作成のアドバイス等、そういったことを地道にやっていくことを続けていきたいと思っております。

委員：ありがとうございます。恐らく組織を運営するだけでも結構大変だと思いますので、せっかくデジタル化の仕組みに移るわけですから、いろいろな手続などや情報を取ったり、提供したりするというのをもう少し効率的にやるように県のほうとしても支援をしていただければと思います。ありがとうございます。

副会長：お願いします。

会長：人材派遣型のふるさと納税があるので。正直これだと、企業から人を送る気にはならないだろうなど。制度をどうするかというのは非常に難しいところだとは思いますが、企業側で人に対して何かしたいと思っているところは実は再教育でして、マッチングが難しいとは思いますが、70歳定年とかいうことまで含めて、40、50歳あたりで少しキャリアを変えるみたいなのが多少出てきたりもするような時期もあります。そういう中で、再教育の在り方という、場所を考えることができればあり得るのかなと思いますけれども、専門的知識を持った人間がこちらに来て淡々と働くといったことは正直全くあり得ないというのが企業側の意見です。多分これは全国で4県しかないというのは、当然だろうと思っておりますので、ぜひ考慮ください。

県側：分かりました。

副会長：こうやったらうまく使えそうだって、何かいいアイデアはありますか。

県側：やはり先進事例を見ますと、観光のノウハウとか、そういったところですね。とにかくウィン・ウィンの状況をつくりたいなと考えています。

会長：派遣する側が学べる場所がということですね。

県側：はい。

副会長：私も直接制度をつくるのに携わったわけじゃないのですが、これはつくった後はもうちょっと使われるかと思ったんです。最大のポイントは、経費の相当額9割を、要するに減税というか税の軽減をすると。

だから、ここを目当てに、ちょっと余裕があったらいろんな事情の人を、まだすごい働き盛りじゃなくても割と見習期間の人だとか、それから、ちょっと第二の人生に向かって動き出した人も、もうちょっと派遣してくれるかなと思ったのですが、やっぱりこれは甘い考えでこのとおりなんですよね。やっぱりこれは9割5分にしても駄目ですかね。10割にすると、究極のいけ

ないことをやられそうな感じがするのですが。企業人として、プライド、こういう形での人の派遣というのは。

会 長：だから、派遣して、そこで普通のイメージだと転職ですよ、その方。

副会長：なるほど。

会 長：普通ならね。普通の活動社会だと。今みたいに終身雇用だということで、頑張って、いずれ戻って来られるからちょっと向こうに行っちゃってやってくださいという感じになるのは、ちょっと我々としてもあり得ないしね。人にそんなことをしてはいけないという。教育のためには出すとか。

委 員：結局、人材を派遣して、恐らく給料とかは派遣先が払うと思うんですよ。その分を補填するという制度なので、これがちょっと使いにくいというか。だから、例えば派遣された方がもともと企業に属していて、働き方として、例えば派遣先で5割がそっちで仕事するけど、5割はリモートで本社の仕事をするよみたいな、そんな関わり方のほうが、来てもらうほうとしても、協力を——それに例えば、何か連携協定とかを絡めてやって、共有の目的があって、それに派遣してもらった分を、例えば今、地域おこし企業人の制度とかがあるので、それは多分特別交付税で措置されるんですよ。それは恐らく満額はやらないので、人件費の一部もそれで会社にお支払いするような形になるんですけど。逆にそれを使わなくても、企業が派遣をされてその分を——結局は10万円で減税の分を申請して、お金をやると、何か結構、給料、例えば行政に派遣してもらおうと、そこで払わなきゃいけないのでいろいろ面倒くさいですね。だから、会社に身分を置かれたまま、何かの目的のために期間限定であるとか一時期とかで派遣していただいて、その分を何かの形で差し引いていただく、ふるさと納税みたいな形で措置していただくとやりやすいかなと。

県 側：我々が考えているのは、一時的な、数か月であるとか、1年、2年とか、そういう期間はちょっと柔軟には対応できると思うんですけども、ゆくゆくは会社のほうに戻っていただくと。

会 長：やっぱりね。経済的利益供与が禁止……、これもある程度ないとモラルの問題があるんだけど、商売したら駄目だということになるわけだよね、これね。

県 側：直接、例えば入札で上位に来るとか、そういったことは駄目ですよ。ただ、ワン・オブ・ゼムで、いろんな会社のうちのひとつだと。例えば観光の開発だとか。

会 長：例えば、今出向させている方とかがいるんですけど、そういう方たちもこの制度を使えるんですか。

県 側：出向というのは。

会 長：県の外郭のところに出向させている、そういう人たちもこの制度に切り替え

れるんですか。

副会長：会長、それは行政改革に逆行しています。（笑）新たなバリエーションを考
えることとなりますけど、今日の行革には多分逆行します。

県側：これは県外の会社でなければ対象には。

副会長：県外じゃなきゃ駄目なんだ。そうだ、ふるさと納税だから。

県側：もともと税金は払っていただかないと。県内本社はですね。ですから、例え
ば福岡だったら、例えば九州の熊本に本社があるところ、そういったところ
という規制はございます。

副会長：会長以外にも企業家の方も大小いろいろおられますので、ちょっと知恵を絞
りながら、何かいいのをぜひ考えてほしいと思います。ありがとうございます。

県側：それでは、資料の5、市町村との連携強化について、関係課から御説明いた
します。

（県側説明）資料5 市町村との連携強化

副会長：それでは、ただいまのところにつきまして、皆さんのほうから、御意見、御
質問をお願いします。いかがでしょうか。お願いします。

委員：私は町ですので、まさにそこに書いてあるところの該当者であります。ここ
で書いてあるように、自治体の規模も一つ一つ違いますし、能力も違う。で
も、どんなに小さい自治体でも、基本的に自立した自治体としてしっかりや
っていく必要があるということになります。そのときにやっぱりどうしても
専門性の問題とか、どうしても財源とかの問題で、少しく、何とか、
強弱ですね、集中してやれること、優先をつけてやれることが出てくるわけ
ですね。ポイントは県との関係ですよ、おっしゃっているようにですね。
やはり県としては、どんな小さい自治体でもしっかり自立してやっていける
ようにどうサポートしていくかということがまさしく課題、目的でしょうし、
チームとして本当に県との連携というか、そういうのが非常に重要になって
くるんだなということを見せていただいて感じたところでもあります。ただ、
それぞれの基礎自治体に住民が住んでいて、住民と基礎自治体との関係がま
ずあって、そして基礎自治体と県との関係でありまして、基礎自治体として
は特に住民との関係も非常に大事なんですね。いわゆる地域、地域は地域で
自立をしていただく、いわゆる地方自治の本旨で、住民自治と団体自治とい
う言葉をしますけれども、住民自治がやっぱり非常に弱ってきていると
いうか。それは大きな課題です。それは基礎自治体の課題ではあるんですけ
ども、間接的には県の課題でもあると思うので、やっぱり住民との関係づけ

において県は意識して御支援していただくとありがたいかなと思っているところでもあります。今、本当に地域にしっかり自立していただかないと、全て自治体が担うということはありませんので、そこら辺の再構築を今一生懸命やっているんです。今までは、何かサービス、とにかく何でも行政がやるみたいな流れに来ているので、自治体ごとに整えていく。その総体として県があって、そのために、県としてしっかり御支援をしていただきたいと。そこら辺についてはチームとして、一つ一つの自治体は事情が違いますので、個別の御指導をお願いしたいということと。あと、権限移譲に関しては、手挙げ方式というか、御相談をすればできるということなんですかね。例えば、合併処理浄化槽の設置届の事務とかは今、保健所がやられていると思うのですが、うちの場合は、公共下水道がなくて浄化槽だけでやっています。負担にはなるのですが、基本、自前でそういうのをやったほうが非常に効率的ではあるんですよね。だから、そういうことでも基本的に権限移譲の対象にできるのか。全てできるのかですね。事情によってできるのか、どうお考えになっていますか。

県側：法令上の規定によりますけれども、可能なものについては、私ども市町村支援課のほうが窓口となりまして、先ほどファシリテーターと申しましたけども、まさにその役目を担って、県の所管は環境部だと思いますけれども、そこら辺といろいろやり取りをさせていただいて、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、委員がおっしゃいましたとおり、住民に最も近い基礎自治体でサービスをしていただくということが何より大事だと思っておりますので、そちらの方向で可能なものはそのように進めていきたいと考えております。あと、その前段で、委員がおっしゃいました、地域を担うそういった住民との関係もございます。私どももいろいろ市町村の皆様と意見交換を様々な機会にさせていただいているのですが、まさに委員がおっしゃるとおり、地域を担う人材が高齢化して、ある市町村ではもう自治会が成り立たなくなっていると。非常に重要な問題だということはお伺いしております。私どももそれはできるだけ、県としてできることといえば、そうした地域を担う人材の育成、そうしたところで、市町村の皆様と一体となって一緒に努力していければなど。もう本当にいろんなこういった大規模災害とかが毎年のように大きな災害が起きる中で、コミュニティーの維持、そういったものが非常に大事だと思っておりますので、そこは本当に市町村の皆様さんと一体となって進めていきたいと思っております。

委員：実はうちが今、自治会という形じゃなくて、以前の区長制度、いわゆる行政区制度を取っています。自治会といういわゆるルールが地域にないので。地域活動はされているんだけど、やっぱり一部のひととか区長さんに負担がかか

っていて、地域によっては地域活動が下がったり、地域活動自体に対する意識の曖昧さなのか、そういうのがあります。やっぱりこのままでは地域が維持できなくなるので、今、いわゆる自治組織ですね。特に女性の力とか若い人の力を何とかその中に取り入れていかないと、やっぱり地域づくりはうまくいかないという視点であったり、あと校区単位での自治組織の確立を今やっているんですけども、なかなかやっぱり変えるということになってくると、いろいろ課題が多くてですね。そういうのも含めて何か少し地域づくりの青写真というか、こういうふうこれからしないといけないですよというのを県として打ち出していただけると、自治体が地域との関係をつくる時に、県が言っているとか、結構、説得材料の一つとしては有効なので、何かそのような、これからの県、県というのは、一人一人の県民に対して、基礎自治体があつての形なので、その一番基礎の部分からどう組み立てていくかというところの青写真を少し示していただければありがたいなど。

県 側：その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、例えば福岡都市圏とそれ以外の過疎地域とか、様々な県内の自治体がございます。それぞれの地域の実情に応じた取組が必要かと思しますので、まさにその市町村の皆様と密接に連携して、コミュニケーションをしっかりとって、地域の実情に一番合ったやり方ということで、県のせいにしていただくのは非常に、全く問題がありませんので、一体となって取り組んでいっていただければと思っております。

副会長：ありがとうございます。

会 長：質問なんですが、よろしいですか。行政のデジタル化というのがやはり全体的に言われていますけども、町のレベルというのはどのような発想を今されているんですか。県とのつながりみたいなのが何かあるんですか。

委 員：デジタル化については、それぞれの自治体ごとというか、県は県でデジタル化ということを完結して、それを実践している。もちろん県民サービスの一環でしていると思えますし。あと、自治体単位、基礎自治体単位で温度差があります。

会 長：どういうソフトウェアを選ぶとかとか、IT人材がやっぱりある程度やっていないと前に進めないと思うのですが。

委 員：だから遅れていますね。大体、特に小さい自治体の場合はDXなんかという考え方が非常に遅れていて、やっぱり民間からかなり水をあけられているという状況ではあるので、私自身もかなり焦っているんですけども、そこはやっぱり小さくても、少なくとも一歩遅れぐらいでついていかないと。

会 長：住民に対するサービスまで考えると、同じレベルにならないと。

委 員：そうなんですよ。

会 長：不公平ですからね。

委 員：はい。だから、住民サービスに直接すぐ影響するようなところというのは実はあんまりないのかなと思うんですけど。例えば業務の効率化であったりとか、例えば情報伝達とかはやっぱ動きが必要ですし、例えば電子の文書化とか電子決裁とか、そういうものとか、あと証明書類の発行とかですよ。あと、職員の働き方として、もう、そういうテレワークですかね、ああいうのを入れて、そういうことはやっていかないと。

会 長：住民サービスのレベルは大体、基礎自治体の上のところシステムとしては整ってしまうんですか。

委 員：いわゆるコンピューターシステムに関してはそれぞれの自治体でいろんなシステムを。ただ、これはコストがかかって、いろいろ国から要望されてとか、いろいろ出てきて、システムを変えたり、もうそのたびにお金がかかるんです。何か、今、県のほうでそれを一本化しようという動きをさせていただいているので、電算システムあたりが一本化していただければ、自治体は非常に助かるかなと。

県 側：これは全国的な動きなんですけど、標準化ということで、私どもの企画・地域振興部のほうでも、情報政策課のところ、市町村のデジタル化でいろんなアドバイスをしておりますし、財政措置の要望とかをしているというところでございます。

県 側：後ほど、DX関係のところ、そういった市町村への支援についても説明させていただきます。

会 長：もう一ついいですか。

副会長：どうぞ。

会 長：連携のところなのですが、福岡市と北九州市と福岡県と常にいつも言われるんですけど、仲が悪いわけじゃないはずなのに、仲が悪そうな形になっていて、市民レベルでもそういう感想を持っているという、イメージがまずよくないですよ。なぜか、ゼロではないのですが、県知事と北九州市長がテレビと一緒にいる場面が少な過ぎると。まず、そういうイメージづくりぐらいから始めていただくと。実際はやらなきゃいけないことは山ほどあるし、実際には話が始まっているし、そういう機運の盛り上げのところ、やっぱりもう一つあったほうがいいのかと思います。本当に行革とは全く関係ないかもしれませんが、まずムードの盛り上げのところからぜひやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

県 側：総合政策課でございます。御指摘の点は受け止めたいと思います。なかなかコロナ禍の中で、そういったイベントとか、直にリアルで会うというのが困難な場面もございました。そういった中で、例えば今開催されております新

体操世界大会ですとか、あるいは毎年やっていますガールズコレクション、こういったものは実際知事も北九州のほうに出向きまして、市長さんと一緒にということで出席をさせてもらったり、極力努めているところでございます。もう一つ、先ほど、私、御説明の中で申し上げましたように、特にコロナ禍の中で、コロナの緊急事態対策ですとか、やっぱり緊急に決めないといけないという場面もございましたので、そういうときには臨機応変に、直接携帯電話でやり取りをすとか、あるいはウェブ会議でということもやはり積極的に活用していかないといけないというのが服部知事の考えでございます。

会 長：露出を多くしていただきたいです。よろしくをお願いします。

県 側：かしこまりました。

副会長：お願いします。

委 員：市町村への事務権限移譲に関する話で1点質問がございます。昨年度、大牟田市から保健所業務が県に引き継がれたということもあったかと思うんですけども、様々な事情によって、市町村単独ではもはや維持が難しく、なおかつ水平連携を行うことも難しく、市町村から県に事務や権限を戻したい、引き上げてもらいたいといったような意見が市町村側にあるのかどうかということをお県として把握しておられるのかどうか。あるいは、特にコロナ禍を経験する中で、もう県に集権しなくてはならない、集権したいと思われる事務があるという可能性を感じておられるのかどうかを教えてください。県としてのスタンスは基礎自治体中心ということで先ほど御説明いただいているところなんですけれども、現場にそういう意見があるのかどうか教えてください。

副会長：お願いします。

県 側：市町村支援課でございます。先ほどの大牟田市の件、大牟田市はかつて炭鉱が盛んなときには20万都市でございました。それが今、人口11万人台ということで、非常に財政運営上も、ここ10年、20年厳しい状況の中で、県に保健所をまた戻すと、そういった次第になったところでございます。ただ、他の自治体からそのような話というのは、現状、私ども受けてはおりません。やはり先ほど申し上げましたとおり、住民サービスに直接関わるような、身近な基礎自治体にできるだけサービスを下ろすというのが基本方針でございますが、もし今後、大牟田市のような事例が出てきましたら、それはまた市町村の実情とかをよく把握した上で対応してまいりたいと考えております。現状ではそういった話はいただいてはおりません。

委 員：ありがとうございました。

副会長：ありがとうございます。それでは、次、お願いします。

委員：よろしいですか。御説明ありがとうございます。市町村との連携についてということで、既に御紹介いただきましたように、市町村のほうにしっかり権限を移譲して行政をやっていただくという方針だったので、それを実現するために提案募集方式を県が活用する、市町村と一緒に活用するというのかと思います。行革の観点からは、やはり最も効率的に事務が行われるところがそれを担っていくというのが望ましいと思いますので、そういう観点から、ぜひ市町村に必要な事務権限が行き渡るようお願いをしたいと思います。その場合には、やはり提案募集方式で、県が市町村と一緒に共同提案をするとかという方法もちろんありますし、より市町村がしっかりやっていくためには、国から県に権限を持ってくるという発想もあろうかと思いますが、そのトータルの絵として一番望ましい形になるようにというのはお願いしたいと思います。

分権については、福岡県は継続的に貴重な人材を分権室に派遣してくださっているのが非常にありがたいと思っていますけれども、そうした県職員が得た知見をぜひこういう場で生かしていただいて、よりよい仕組みに変えていただければと思います。

次の、県と市町村との連携の2番のところなんですけれども、こちらも多分、分権の流れとも関連していて、最もよい形で連携できるように工夫が必要なんだろうと思います。ここについては、恐らく新たなニーズがこれからもどんどん出てくる。既にデジタル化はニーズとして出てきていますし、今は、脱炭素の分野では改正温対法の下で、市町村も実行計画の区域施策編が努力義務になりまして、地域の中でそれをどうやって取り入れていくかということを考えないといけないというところで、やはりここも広域団体である県の役割は大きいかなと思います。ぜひそういう観点から、地域の中で、環境基本計画では地域循環共生圏という考え方もありますので、そういう方向で新しいニーズを見つけながら、それを反映していくという作業をお願いしたいと思います。

最後、政令市との連携ですけれども、もちろん二つの政令市と県の連携というのも重要なんですが、北九州市のほうについては連携中枢都市圏を組んでいますし、福岡市も周辺の自治体と連携体制を取っています。市と県の連携だけではなくて、そういう圏域と県との連携というところも含めて、これも最も効率的に行政ができるような体制で業務を再配置していただくということも課題かなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

副会長：何かありますか。

県側：先ほど脱炭素の話がございましたけれども、町でも非常に先進的な取組とかをされておりますので、そういったものを横展開していくというのは重要な

県の仕事でありましょうし、そうしたことを本当に県と、先ほど地域全体での広域を見てというお話がございましたので、それも含めて取り組んでいきたいと思っております。

副会長：よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございます。

事務局：それでは、資料6、他都道府県との連携強化について、分権改革推進室から御説明いたします。

(県側説明) 資料6 他都道府県との連携

副会長：それでは、皆さんのほうから御意見、御質問いかがでしょうか。どうでしょう。じゃあ、お願いします。

委員：コメントのみです。私、1回目のこの審議会でも申し上げましたが、九州経済連合会の行財政委員会の企画部会の委員をやっております関係上、一言申し上げると、今、九州経済連合会などでは、道州制に代わる新たな広域連携の姿を検討しているところと認識しております。そういった観点からも、ぜひ九州地域戦略会議などでの福岡県の活発な議論参加というのをお願いできればと思います。

県側：しっかり取り組んでいきたいと思えます。

副会長：それでは、次、お願いします。

委員：他都道府県との連携強化と書いていますけれども、想定しているのは九州・山口だけということですか。それとも、それ以外のところの連携も想定されているのでしょうか。教えてください。

県側：ここで書いておりますのは、九州地方知事会での関係で、九州各県ということになっています。全国としても全国知事会がありますので、そこではありますが、ただ、実際に具体的な連携した取組をやろうとなると、やっぱり一番近いところということで、九州地方知事会のほうでの連携が一番盛んですので、そこをしているところです。コロナの関係につきましては、全国知事会で毎回、緊急事態宣言等が出たり、戻ったりで、その都度、特に今年に入っては、月に2回ぐらいのペースでウェブ会議等の開催をやっておりますので、そういった意味での連携はしているところです。

委員：ありがとうございます。現実的にはそうかなと思いましたがけれども、もうデジタルの時代ですし、遠くの道や都道府県とも連携するという局面はいろいろあるんじゃないかと思えます。多分お考えになっておられると思えますけど、地域が接していなくてもできることはいっぱいあるかなと思えますので、御検討くださいというお願いです。

県側：全国知事会のほうでも、国に対する提言とかというのは各県ごとに取りまと

めてやっていますし、内閣府の提案書についても、九州知事会だけでなく、ほかの県と同じような課題を抱えている課題があって、それを国に提案するというのであれば共同提案という形で出しているところです。

委員：ありがとうございます。例えばワーケーションの推進なんて最近はやりでしたけれども、例えば北海道と福岡とか、九州が組んでもいいんじゃないかというような例はいろいろあるかと思います。全国知事会経由以外でもいろいろ御検討いただけるとよろしいのかなと思ったので、意見を申し上げました。

副会長：じゃあ、私から1点だけ。九州各県もそれぞれ個性と発言があって、そう簡単に一つにまとめるのは大変じゃないかと思うのですが、それでも九州各県が協調することのメリットは、基本的には福岡県には大きいと思うんですよ。だから、少々短期では損だと思っても、九州各県の協力を引き出して、なるべく一緒にやることは非常に福岡県にとってメリットが大きいとすると、もう少し福岡県が、嫌われない程度に何か積極的に仕掛けてやってもいいんじゃないかなという気がします。今後、行革期間の間にこの連携に関して大きく企画できそうなことは何かありますか。

県側：新しいところで言うと、ワンヘルスの推進をうちの県で行っています。各県の理解を得ながら、何とか、研究セミナーとかを実施していますので、その誘致ということの取組を、今、知事会のほうに投げかけて、全体で国へ提案していこうとしています。

副会長：よろしいでしょうか。ありがとうございました。あと、いずれにしても1課題ぐらいやって、もうこちらは大分疲れていますし、オンラインの人はもっと疲れていると思うのでやめたいんですが。

いろいろ準備の関係でいいますと、最後のDX関係ですね。それは準備してもらっているので、次の情報のやつはまたこちらのほうで対応しやすいやつなので、DX関係をやりたいのですが、ただ、主要委員の二人がもう退出されているということもあって、今日、残りの時間、あと何を議論するかというのをちょっと今考えているのですが、どうでしょうか。取りあえず、じゃあ、DX関係を今日の最後の議題にしたいと思います。

事務局：それでは、資料配布を行った後、情報政策課からDX戦略委員会での審議状況について御説明させていただきます。リモート出席の委員の皆様におかれましては、画面共有により資料を御覧いただきますようお願いいたします。なお、御出席の皆様におかれましては、審議会終了後、資料を回収させていただきますので、あらかじめ御了承ください。それでは、関係課から説明させていただきます。

(以降DX戦略の庁内の検討状況に係る審議のため、非公開)

副会長：長時間にわたりましたありがとうございます。それでは、本日の議論は、もう時間が過ぎていますのでここまでとしたいと思います。これからの進行につきまして、事務局のほうでお願いします。

事務局：本日は時間を大幅に超過いたしまして、大変申し訳ございませんでした。皆様に大変御熱心に御審議いただきまして、御意見については行革の答申のほうにも盛り込ませていただきたいと思います。次回の第6回の行政改革審議会につきましては、今日、御説明ができなかった県政モニターアンケートの結果についてと、それから、行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握について説明させていただきまして、それから総括審議もございますので、これまでの議論を踏まえて、再度審議したい議題、提出してもらいたい資料等がありましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思います。次回は11月10日水曜日の14時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。出欠の回答及び先ほど御説明いたしました次回の議題の御連絡につきましては、25日、月曜日までをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。